



# 介護保険課給付係からのお知らせ

---

1. ケアマネジメントツール  
～生活援助の考え方～  
の活用について

# ケアマネジメントツール ～生活援助の考え方～の改定

訪問介護・  
ケアマネジメントツール  
～生活援助の考え方～

H30.12.01 改訂版

HOME NURSING CARE  
& CARE MANAGEMENT

川崎市介護支援専門員連絡会  
川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

川崎版

制度改正や過去の質問を踏まえ、平成30年度に川崎市介護支援専門員連会と協力のもとケアマネジメントツールを改正しました。

このツールは、「生活援助サービス」を位置付けるにあたり、算定の可否等について関係者全員が共通認識を持てるようなツールになっています。今までの質問から代表的な事例等も盛り込んでありますので、ご確認ください。

## 生活援助の利用回数が多いケアプランの届出

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から訪問介護における生活援助中心型サービス※について、次の改正が行われ平成30年10月1日から施行されています。

※介護給付費単位数表の1 訪問介護費の注3に規定する生活援助が中心である訪問介護に限る。

### ①通常の利用状況からかけ離れた利用回数のケアプランについて市町村へ届出 (居宅基準省令第13条第18号の2)



要介護1: 27回／1月  
 要介護2: 34回／1月  
 要介護3: 43回／1月  
 要介護4: 38回／1月  
 要介護5: 31回／1月  
 (厚生労働省告示第218号)

ポイント！

届出後にケアプランを変更し、週間サービス計画(第3表)の回数が増えた場合は再度、提出が必要です。

1年間(平成28年10月～平成29年9月分)の給付実績(全国)を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差(2SD)」で算出

### ②そのケアプランについて市町村が確認し必要に応じて是正を促していく (居宅解釈通知)

# 掲載ページの御案内

[本文へ](#)
[モバイル川崎](#)
[English](#)
[中文簡体](#)
[中文繁體](#)
[한글](#)
[Português](#)
[Español](#)
[Filipino](#)

[サイトマップ](#)
[使い方](#)
[よくある質問 \(FAQ\)](#)
[お問い合わせ](#)



[文字の大きさ](#)
[色の変更](#)
[読み上げ](#)
[ふりがな](#)


[拡大](#)
[標準](#)
[反転](#)
[標準](#)
[読み上げ](#)

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2111(代表) [所在地と地図](#) [土曜日曜も住民票の写しなどが取得できます \(行政サービスコーナー\)](#)

[トップ](#)
[くらし・手続き](#)
[お知らせ  
イベント・募集](#)

本市ホームページから「ケアマネジメントツール」で検索


**緊急情報**
 緊急情報がある場合、この欄に掲載されます。
 [川崎市防災情報ポータルサイト](#)
[緊急情報・日頃の備え](#)



約 223 件 (0.11 秒)

[「川崎市:ケアマネジメント業務に関するページ」をクリック](#)

[川崎市:ケアマネジメント業務に関するページ](#)  
[www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016727.html](http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016727.html)

このたびは川崎市介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター、川崎市経済労働局、川崎市健康福祉局の協働により、ケアマネジメントツールシリーズの第3弾「ケアマネジメントツール～地域資源のつなぎ方～【川崎版】」を作成いたしました。第3弾では、数...

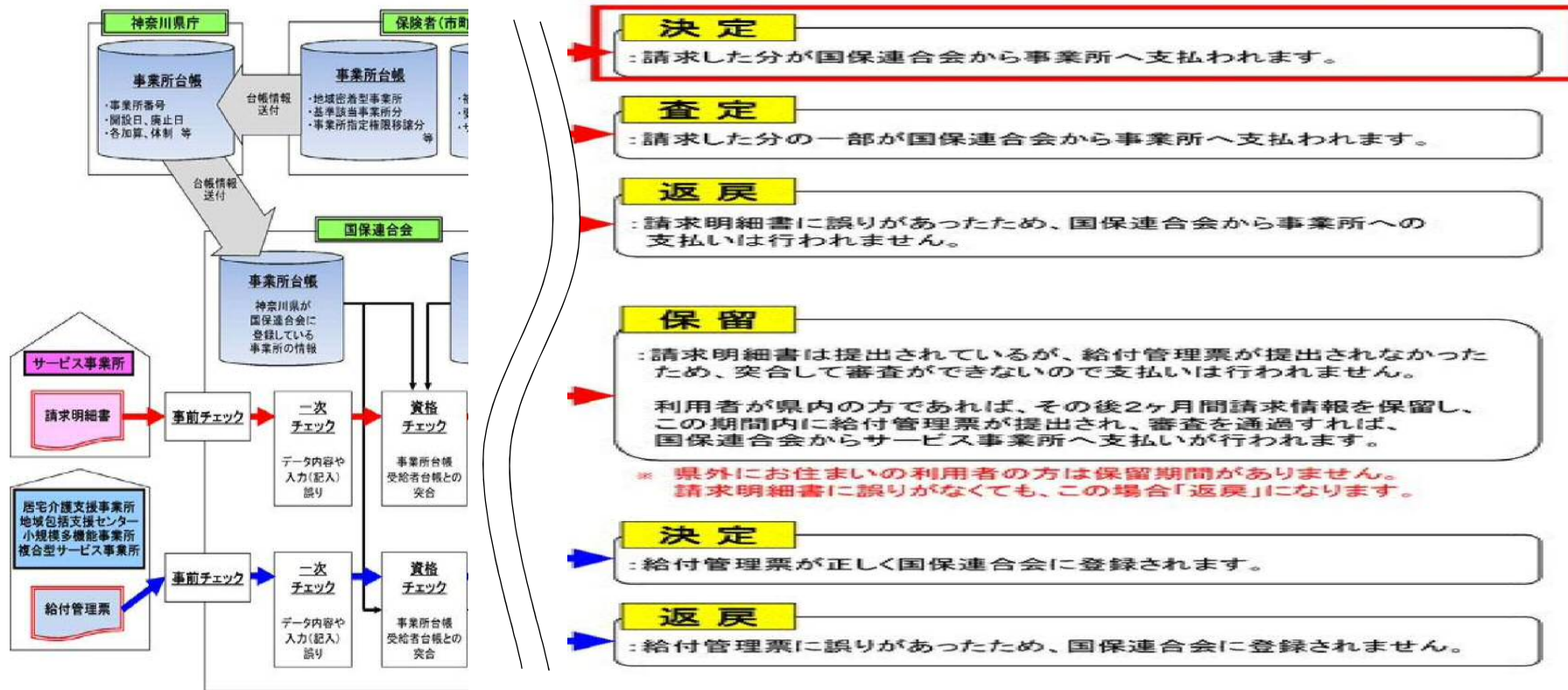
URL: <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016727.html>



## 2. 介護給付費等の取り下げ等について

# 介護給付費等の取り下げについて

◀ 国保連合会でのチェックと支払までの流れ ▶



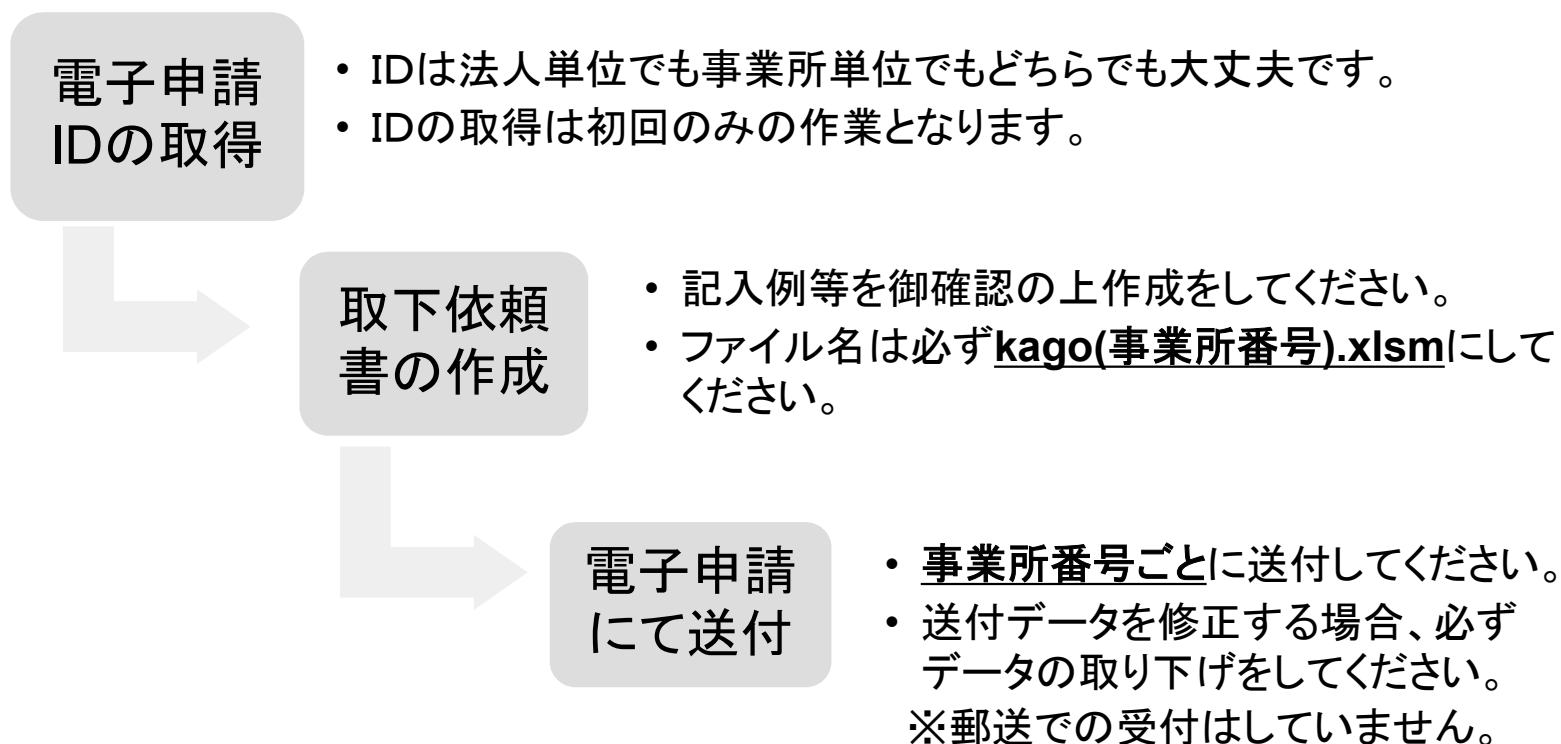
※神奈川県国民健康保険団体連合会「支払関係帳票と返戻事由の解説」抜粋

請求明細書を取下げの場合は、「介護給付費取下依頼書」を川崎市健康福祉局介護保険課に電子申請にて提出し、正しい内容の請求明細書を国保連合会に提出してください。  
給付管理票については、修正した内容を連合会に提出してください。

# 介護給付費等の取り下げ方法の変更について

○2019年4月受付分より、取り下げ方法が「電子申請」に変更しました。

○届出のフロー





# 取下げ依頼書の注意点

本市ホームページから「取り下げ」で検索

川崎市  
KAWASAKI CITY

取り下げ



約 795 件 (0.18 秒)

川崎市：介護給付費の取り下げ

[www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017482.html](http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017482.html)

介護給付費等の取り下げ（請求取下）依頼方法の変更について、注意点。以下の場合に「取下げ処理」ができませんので、ご注意ください。(1)「介護給付取下依頼書」のシート名を変更した場合 (2)ファイル名が「kago(事業所番号)」になっていない場合 (3)同一事業 ...

詳細は本市ホームページを御確認ください。

※取下依頼書は一旦開いてから保存するとスムーズです。

(川崎市宛て)

| 介護給付費等取下依頼書 |            |          |            |          |          |      | 行追加 | 行削除 | 入力チェック |
|-------------|------------|----------|------------|----------|----------|------|-----|-----|--------|
| No.         | 事業所番号      | 証記載保険者番号 | 被保険者番号     | サービス提供年月 | 給付実績様式番号 | 様式番号 |     |     |        |
| 1           | 1475100003 | 141317   | 0000000001 | 201804   | 様式第二の二   | 020  |     |     | 請求誤り   |
| 2           | 1475100004 | 141325   | 0000000002 | 201805   | 様式第二の三   | 023  |     |     | その他実   |
| 3           | 1475100004 | 141325   | 0000000002 | 201806   | 様式第二     | 020  |     |     | 請求誤り   |
| 4           |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 5           |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 6           |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 7           |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 8           |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 9           |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 10          |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 11          |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 12          |            |          |            |          |          |      |     |     |        |
| 13          |            |          |            |          |          |      |     |     |        |

シート名は「入力シート」のまま変更しない！

介護給付費等の取下げについて | 入力 | **入力シート** | (+)

# 介護給付費等の返戻について

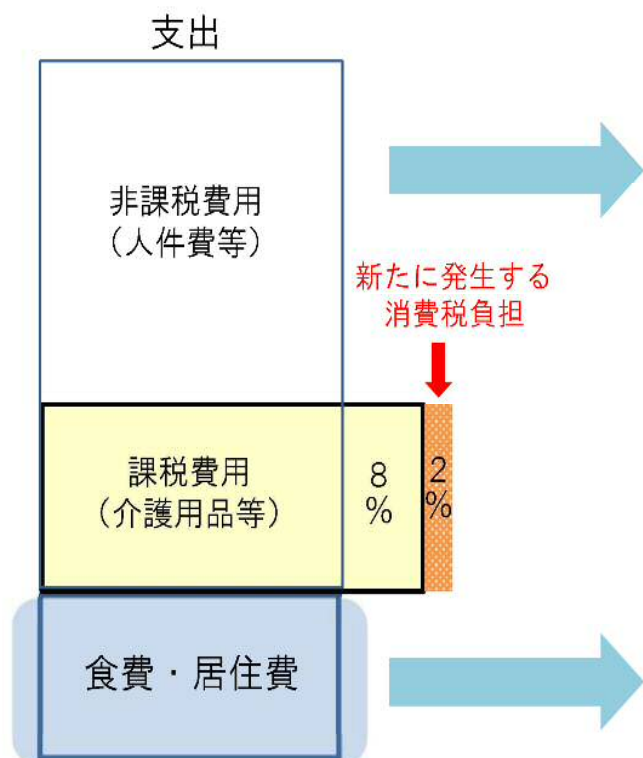
- ①請求が返戻・保留・減額となった場合には、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）から通知がきます。
- ②各通知の説明、返戻等の主な原因については、連合会が作成した「支払関係帳票と返戻事由の解説」・「介護給付費請求の手引き」に記載されていますのでご確認ください。  
※下記ホームページ参照
- ③連合会の資料に加え、「よくある質問Q&A」についてもご確認ください。※下記ホームページ参照
- ④資料を確認の上、**原因、対応方法が分からない場合は、連合会にお問合せください。**  
**電話番号 045-329-3445**

## 【市ホームページ掲載場所】

『川崎市トップページ』⇒『暮らし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒  
『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『過誤・再審査申立』⇒  
『介護給付費にかかる返戻について』  
(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000062029.html>)

### 3. 消費税増税に伴う 報酬改定について

# 消費税税率引き上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い



## ① 介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。（加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。）
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。

## ② 食費、居住費（基準費用額の対応）

- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

※消費税増税に伴い、介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)の一部委託に伴う単価について検討中です。

# 基本報酬の改定について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」  
の交付について」の送付について

介護保険最新情報Vol.704

## ○参考(訪問介護抜粋)

(右側が改正前)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 別表<br>指定居宅サービス介護給付費単位数表   | 別表<br>指定居宅サービス介護給付費単位数表   |
| 1 訪問介護費   | 1 訪問介護費   |
| イ 身体介護が中心である場合  | イ 身体介護が中心である場合  |
| (1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u>   | (1) 所要時間20分未満の場合 <u>165単位</u>   |
| (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u>                                    | (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>248単位</u>                                    |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>395単位</u>                                    | (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>394単位</u>                                    |
| (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u> に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 | (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>575単位</u> に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 |
| ロ 生活援助が中心である場合  | ロ 生活援助が中心である場合  |
| (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u>                                    | (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>181単位</u>                                    |
| (2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u>   | (2) 所要時間45分以上の場合 <u>223単位</u>   |

## 区分支給限度額について

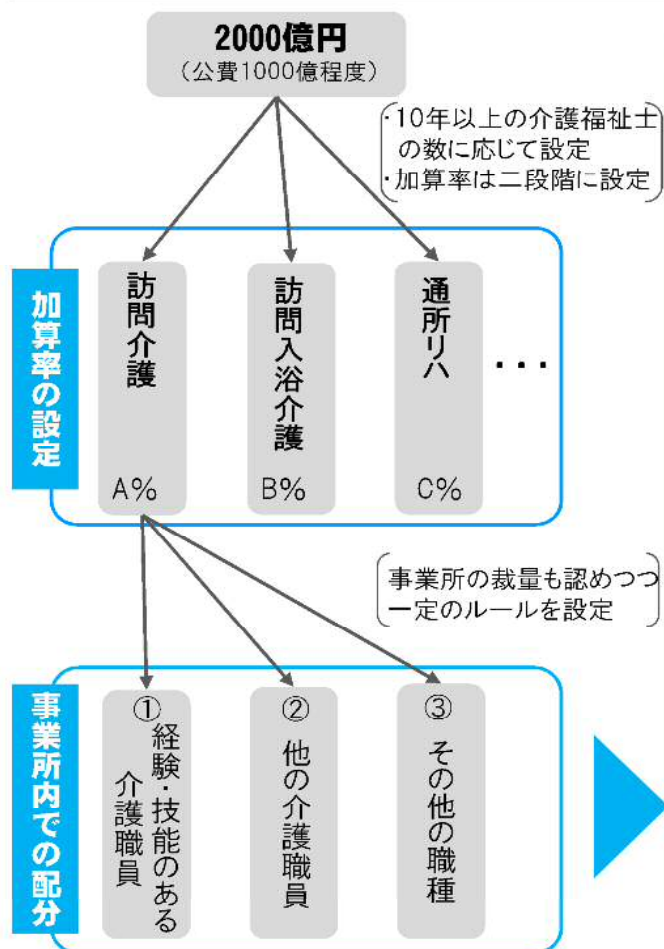
|            | 見直し後     | 見直し前     |
|------------|----------|----------|
| 要支援1・事業対象者 | 5,032単位  | 5,003単位  |
| 要支援2       | 10,531単位 | 10,473単位 |
| 要介護1       | 16,765単位 | 16,692単位 |
| 要介護2       | 19,705単位 | 19,616単位 |
| 要介護3       | 27,048単位 | 26,931単位 |
| 要介護4       | 30,938単位 | 30,806単位 |
| 要介護5       | 36,217単位 | 36,065単位 |

# 介護職員の更なる処遇改善加算

## ○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保

→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現

▶ 平均の処遇改善額が、

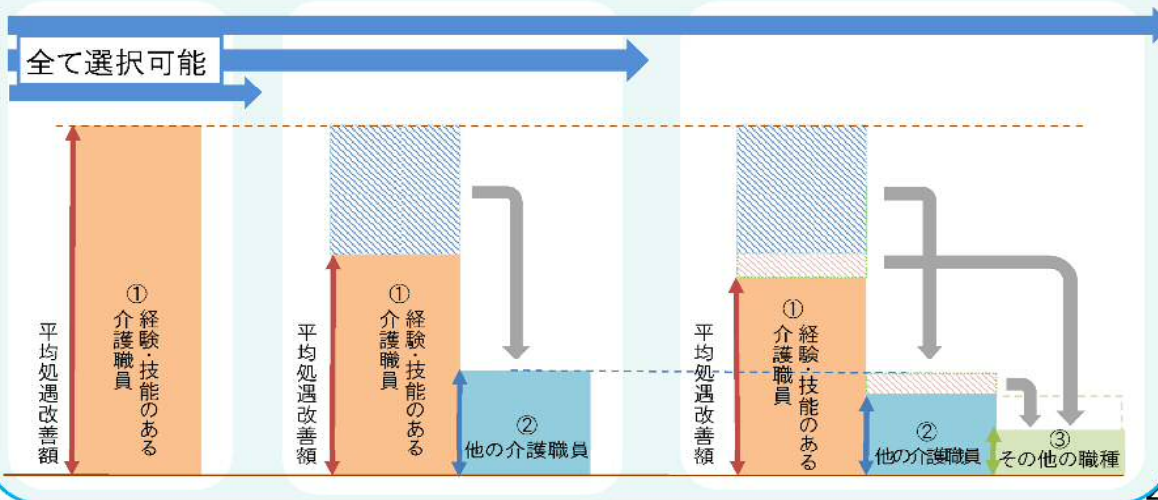
・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること

・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定

※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能

※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



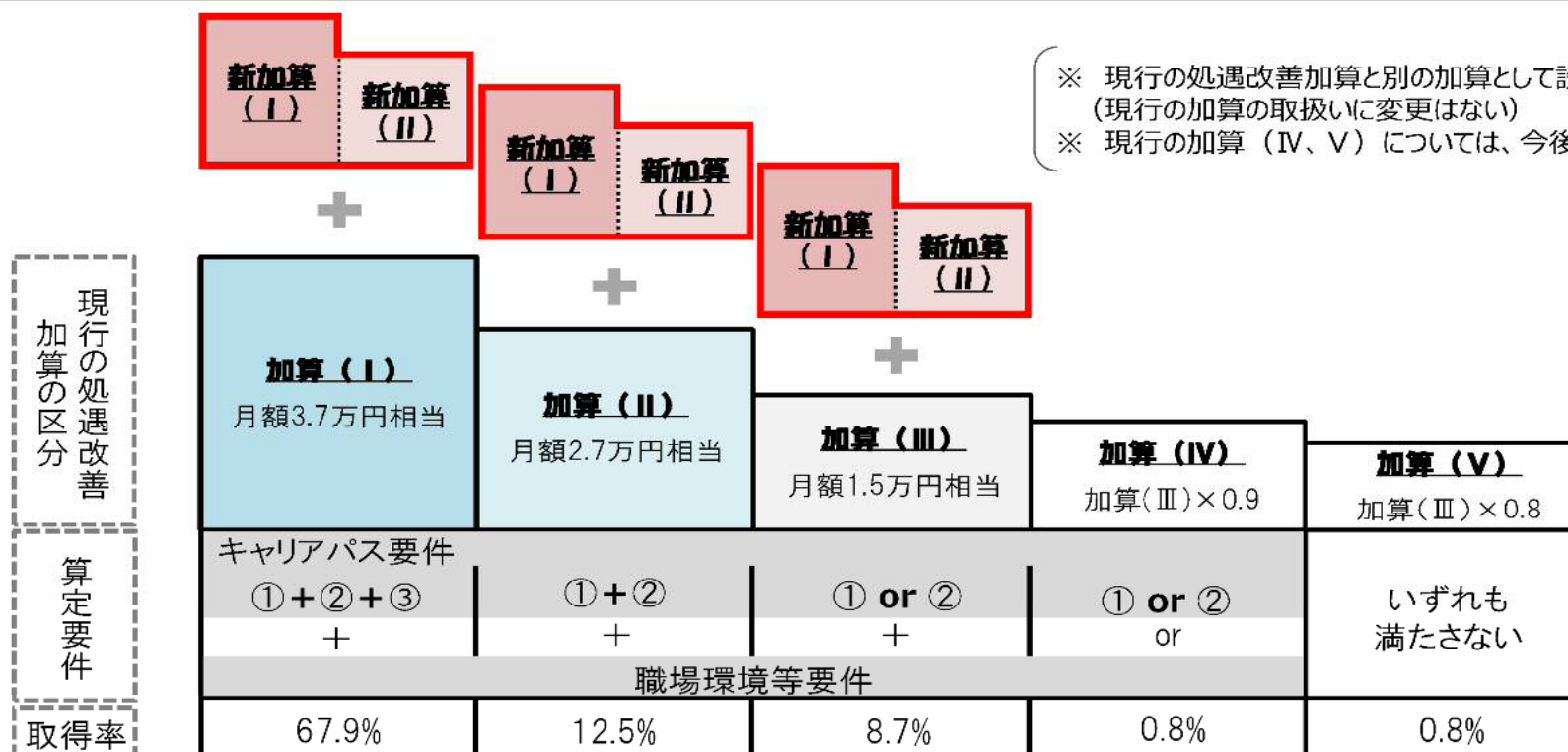
# 処遇改善加算の全体イメージ

## <新加算（特定処遇改善加算）の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

## <サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定）





## 4. 介護予防・日常生活支援 総合事業について



# 総合事業・単価改定について

事務連絡  
平成30年12月21日

各都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとしています。

今般、介護給付において、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業の単価について、今後、地域支援事業実施要綱について下記のとおり改正を行い、2019年10月1日より施行することとしました。

また、総合事業の実施にかかる上限額については、これまでの単価改正時と同様に、見直しを行うことは予定していませんが、今般の単価改正によって上限額を超える場合には、個別協議により対応します。

各都道府県におかれましては、管内市町村等に対し、必要な対応を進めていただくよう、周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、具体的な単位数等については、追って連絡します。

記

- 消費税率の引き上げを踏まえた対応  
介護給付の報酬改定を踏まえ、基本単価への上乗せを行う。なお、上乗せする単位数については、介護給付の訪問介護及び通所介護、予防給付の介護予防支援に倣って見直しを行う。
- 介護人材の処遇改善のための対応  
介護給付の報酬改定を踏まえ、事業所における介護人材の処遇改善を行うための加算を新設する。なお、加算率については、介護給付の訪問介護及び通所介護に倣って定める。

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係  
TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986）  
FAX：03-3503-7894

本市総合事業における「消費税の引き上げを踏まえた対応」及び「介護人材の処遇改善のための対応」については、「国が定める単価」の状況を踏まえ、改定をします。

改定後の「総合事業サービスコード単位数表マスタ」は、10月上旬頃に市ホームページに掲載します。

## 総合事業アンケート実施について

- ・本市介護予防・日常生活支援総合事業の事業運営のため、今冬頃に市内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定（介護予防）訪問・通所介護事業所の皆様にアンケート調査を実施予定です。
- ・実施の際には、調査票を送付しますので、御協力をお願いいたします。
- ・事業所向けアンケートとは別に利用者向けのアンケート調査も実施予定です。

## 介護予防短時間通所サービス（A7）について

川崎市総合事業の独自サービス『介護予防短時間通所サービス（A7）』は、令和元年6月時点で7事業所が実施中！

介護予防短時間通所サービスの指定手続きについては、川崎市総合事業専用ナビダイヤル（0570-040-114）までお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

<URL>

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074854.html>

# 平成30年度介護予防短時間通所サービス案内チラシ

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

## 介護予防 短時間通所サービス

入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短時間（1時間30分）で行う介護保険制度にもとづく川崎市独自のサービスです。

要支援認定  
又は  
事業対象者の判定  
を受けた方へ

- 無理のない運動
- 身体を動かす喜び
- 運動の習慣づけ
- もっと動ける
- いつまでも  
カッコよく美しく  
体力維持

毎日の元気のために、定期的な運動を心がけましょう。

川崎市政府 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課

川崎市 KAWASAKI CITY

お問い合わせ先 0570-040-114

※電話番号は、「短時間通所サービスのご案内」とお知らせセンターでご確認ください。  
※お問い合わせは、0570-040-114（平日9時～17時）にお願いします。

実施事業所 平成31(2019)年2月現在

ご利用にあたっては、事前に地域包括支援センター等によるケアプランの作成等の「介護予防ケアマネジメント」が必要となります。

|  |   |
|--|---|
|  <p><b>医療法人 啓和会<br/>啓和会健康クラブ</b></p> <p>川崎区小島5-2-13 1F<br/>川崎区・幸伝の一部<br/>Tel.044-322-7373</p> <p>私ばない体づくりや他者との交流を楽しみながら、ロープ体操・マシン・オリジナルトレーニングを行っています。</p>                       |  <p><b>川崎市特別養護老人<br/>ホーム 長沢社寿の里</b></p> <p>多摩区長沢2-11-1<br/>川崎区の一部・多摩区の一部・幸伝の一部<br/>Tel.044-976-9003</p> <p>6種類のマシン器具による「ウォーリハビリ」を行っています。誰もが気持ちいいと思える、ほのぼの運動です。</p> |
|  <p><b>あすかぼかぼか<br/>フィジカルセンター<br/>千代ヶ丘</b></p> <p>麻生区千代ヶ丘2-9<br/>瑞穂プラザ101号<br/>麻生区・多摩区の一部<br/>Tel.044-455-5711</p> <p>運動だけでなく、楽転も楽しめるサービスです。少人数だから、リハビリ専門職が一人ひとりきっちりサポートします。</p> |  <p><b>カワサキ<br/>スイミングクラブ</b></p> <p>高津区宇原607<br/>高津区・幸伝の一部<br/>Tel.044-811-3419</p> <p>プールならではの機能改善運動である「水中運動プログラム」を、インストラクターのもと楽しく安全に行います。</p>                    |
|  <p><b>Do KAWASAKI</b></p> <p>宮前区宮前1-11-50<br/>宮前区の一部・高津区の一部・幸伝の一部<br/>Tel.044-920-9595</p> <p>「水の中が笑顔でできない」機能改善運動を、指導員が豊富なインストラクターのもと楽しく安全に行います。</p>                           |  <p><b>心機能トレーニング<br/>あい別館</b></p> <p>中原区上草場1-340-43<br/>中原区の一部・幸伝の一部<br/>Tel.044-767-2202</p> <p>筋力トレーニングに加え、運動機器を使用した心機能及び筋持久力の強化、歩行機能の改善、健康維持を目的としたサービスです。</p>   |
|  <p><b>ケアフルクラブ<br/>悠々園</b></p> <p>東京駅前南町4-83-2-1<br/>新川崎南町2-1-2<br/>緑区<br/>Tel.042-708-1380</p> <p>いつでも元気な体で健康的にマシンを使った筋力トレーニングを中心に2時間の充実した運動プログラムを実施します。</p>                  | <p>お持ちの介護保険負担割合に応じた料金負担があります。詳しくは、お住まいの地区の地域包括支援センターまたは川崎市総合事業専用ナビダイヤル(Tel.0570-040-114)までお問い合わせください。</p> <p>※住所の下の「」内はサービスの実施地域です。</p> <p>VEGETABLE &amp; INK<br/>0421221799 25001</p>   |

今年度もチラシを作成し、配布(※)することで制度を周知します。  
(※)介護認定結果通知及び給付費通知に同封予定

## 介護予防ケアマネジメントCについて

利用者が住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、目標の達成に向けた取り組みとして民間企業等の保険外のサービス利用を含めたケアマネジメントを実施した場合、そのアセスメント等のプロセスを評価し、総合事業の介護予防ケアマネジメント費（介護予防ケアマネジメントC）として報酬を支払う仕組みを平成29年11月提供分から実施しています。

## 介護予防ケアマネジメントCの概要

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 対象者                | 要支援者・事業対象者                       |
| 名称                 | インフォーマル加算                        |
| 単位数                | 300単位                            |
| 対象となる保険<br>外のサービス等 | 川崎市生活支援サービス等情報公表<br>に掲載されているサービス |
|                    | 川崎市いこい元気広場事業                     |



川崎市生活支援サービス等情報公表に掲載されているサービスは、次のホームページにて確認することができます。

<http://kana.rakuraku.or.jp/rsrc/141305/index/tag/>



## 介護予防ケアマネジメントCの算定条件(1/2)

(1)新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合で、保険外サービス等も含めた介護予防サービス支援計画の作成を行っている場合、所定単位数を初回加算に加えて「インフォーマル加算」を算定することができる。

(契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二か月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)

(2)「要介護者」が「要支援認定」または「事業対象者」の判定を受け、介護予防ケアマネジメントを実施する場合、所定単位数を初回加算に加えて「インフォーマル加算」算定することができる。

## 介護予防ケアマネジメントCの算定条件(2/2)

次のいずれかに該当する場合は算定することができない。

- ・初回加算に加えて「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」を算定する場合
- ・介護予防福祉用具貸与等、提供月に介護予防給付が含まれる場合の「介護予防支援費」として請求する場合



インフォーマル加算を算定する場合の介護予防ケアマネジメントの実施については、平成29年第2回集団指導講習会資料（総合事業部分）を参照。

[http://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000088/88743/29-2syudansidokosyukaisiryoy\(P1-12\).pdf](http://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000088/88743/29-2syudansidokosyukaisiryoy(P1-12).pdf)

# 川崎市総合事業の詳細については 川崎市のホームページへ

## 介護予防・生活支援サービス事業関係

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>

現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [事業者入口](#)  
介護予防・日常生活支援総合事業

### 介護予防・日常生活支援総合事業

[業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#)

[Q&A](#)

[市民向けリーフレット](#)

[説明会・通知](#)

[サービスコード表・単位数マスタ](#)

[総合事業取り下げ依頼](#)

[事業者指定手続き](#)

[川崎市総合事業事業者リスト](#)

[介護予防訪問サービス\(生活援助特化型\)従事者養成研修](#)

[地域包括支援センター等関係様式](#)

[要綱・要綱の解釈について・指定基準について](#)

[【参考】厚生労働省関連ホームページ](#) [\(外部リンク\)](#)

トップページの検索で「総合事業」と入力し検索すると便利です

## 一般介護予防事業関係

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-2-6-0-0-0-0-0.html>

現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [介護保険とは](#)  
介護予防事業のご案内

### 介護予防事業のご案内

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#) 2016年4月1日

#### 介護予防とは

介護予防とは、介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な人も、できるだけ機能を維持・改善できるように、心身の機能の低下を予防・回復しようとする取り組みです。

「もの忘れが気になり始めた」「つまずくことが多くなった」「外出がおっくうになった」「食欲が低下した」「むせることが増えた」といった、以前とは違うちょっとした不調のサインはありませんか。

不調のサインを見逃すと、少しずつ生活機能の低下が進み、やがては転倒や骨折、認知症などを招くおそれがあります。

介護予防は決して特別なことではありません。不調のちょっとしたサインに早く気づいて対応すること、できるだけ心身ともに活発な生活を送ることが大切です。

いつまでもいきいきと自分らしく過ごせるように、元気なうちから介護予防に取り組みましょう。

#### 一般介護予防事業のご紹介

各事業の詳細については、以下のリンク先を御確認ください。

[いこい元気広場事業](#)

[各区で実施する一般介護予防事業](#)

[地域介護予防活動支援事業補助金](#)

# 川崎市総合事業に関するお問い合わせ先

川崎市では、川崎市総合事業に関する専用ナビダイヤルを設置しています。

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業専用ナビダイヤル

ヨ ボウ イ イ ヨ  
 0570-040-114  
ナビダイヤル®

**受付時間** 8:30~17:15 月~金曜日(祝日、12/29~1/3を除く)

# 介護サービス情報公表制度について

## 1 公表制度の概要について

当該制度は、介護保険法（115条の35以下）に基づき、平成18年4月から都道府県において開始され、専用のウェブサイト（国の情報公表システム）に事業所情報を事業者自らの責任において公表することが義務付けられた。これにより、「利用者」が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選択できるようになること、また「事業者」においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されるようになることを目的とした制度である。なお、利用者保護等の観点から、都道府県知事が必要と認める場合は（もしくは計画等により）、当該情報の根拠となる事実を調査することができる。

当該制度に係る事務・権限については、「地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成30年3月28日公布、4月1日施行）」により、道府県から指定都市に移譲されている。

## 2 公表・調査の対象事業所について

○介護サービス情報公表の対象となる事業所

当該年度に対象サービスについて新規指定を受けた事業所、または前年の介護報酬による収入が100万円を超える事業所

○介護サービス情報の調査対象となる事業所

調査については、新規指定年度、新規指定の翌年度、翌々年度に実施し、その後は、指定更新後の6年間のうち2回実施する。

※令和元年度の調査対象は、原則として、平成12、15、18、21、24、29、30年度、令和元年度に対象サービスについて新規指定を受けた事業所とする。

## 3 公表・調査の手数料について

○公表に係る手数料（1件につき） 5,000円

○調査に係る手数料（1件につき） 20,000円

## 4 公表センター及び調査機関について

○指定情報公表センター：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

○指定調査機関：選定中

## 5 今後のスケジュールについて

○令和元年7月以降随時 計画通知書・納付書等送付（市→事業所）

○令和元年8月以降随時 介護サービス情報の報告（事業所→市）※専用のウェブサイトで報告

↓報告後随時

調査実施（市→事業所）、介護サービス情報の公表（市）